

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて **以下が義務** となります。

義務化

☒ 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】

☒ 譲渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】

☒ 事業場における【リスクアセスメントの実施】

ベンジルアルコールを含む製品を販売する場合は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示するとともに、安全データシート（SDS）を提供する必要があります。
- ※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

ベンジルアルコールを含む製品を使用する場合は・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート（SDS）を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを行い、マスク装着や換気装置の設置など必要な措置を講じるよう努めましょう。

<ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策>

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名		CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき 絵表示
ベンジルアルコール		100-51-6	ラベル表示	1%未満	 
			SDS交付 リスクアセスメント	1%未満	
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眠気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害		必要な措置 容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。		

【注意！】ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようしましょう。